

松浦市監査委員公表第9号

監査の結果に係る措置状況の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年1月28日

松浦市監査委員 丸田 久永

松浦市監査委員 川下 高広

# 措置通知書

鷹島診療所

| 指摘等を受けた事項  | 措置状況   |
|--|--|
| <p>1. 契約事務</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ア 業務委託において実施伺、見積予定価格調書、見積結果一覧表がないものが見受けられた。このことについては前回の定期監査においても指摘がされていたが、改善されていなかった。</p> <p>イ 平成28年度に契約期間が5年間の長期契約を締結しているものがあつたが、契約書には予算の減額等に連動する解除条項が付されていなかった。債務負担行為を設定せずに翌年度以降にわたって契約を締結する場合は、契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について軽減又は削除があつた場合は、当該契約は解除する」旨の解除条項を必ず設けるとともに、長期継続契約の可否についても検討し対応されたい。</p> <p>ウ 契約期間に自動更新条項が付された契約を締結しているものがあつた。後年度予算の裏付けのない契約において、自動更新条項を設けることはできないことから、相手方も協議の上、改めて契約を締結するなどの対応をとられたい。</p> <p>エ 契約書に収入印紙の貼付のないものがあつた。</p> <p>【指導事項】</p> <p>ア 1者随意契約を行う場合の実施伺において、根拠規定等が示されていないものがあつた。地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定は随意契約とすることができる規定であり、1者随意契約を行う理由ではないため「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きの規定により1者随意契約とする」旨を併記されたい。</p> <p>イ 見積依頼を文書ではなく口頭により行つたものがあつた。見積の提出を求めることは契約に付随する一連の事務であり、軽易なものではないことから、文書番号を付して文章により行われたい。</p> <p>ウ 受理した見積書に日付がないものや見積結果表の記載事項に不備があるものが見受けられた。</p> | <p>契約事務に関する事務手続等の認識不足により生じたものであり、指摘内容を十分に確認し、点検のうえ今後は適正な事務処理に努めます。</p> <p>長期継続契約の締結に関して、予算の減額等に連動する解除条項等を契約書に記載することについての認識不足により生じたものです。今後は契約期間を1年と改め、契約を締結するよう対応いたします。</p> <p>契約書に自動更新条項を設けることの可否についての認識不足により生じたもので、契約条項に自動更新条項は含まないようにし、既契約書分の契約期間については、今年度末とし、次年度から単年度契約を締結するよう相手方と協議済みです。</p> <p>指摘があつた委託契約書について、収入印紙の貼付を行いました。今後は契約書受取時に十分確認いたします。</p> <p>業務委託における1者随意契約の実施伺について、根拠規定の記載が漏れていました。財務規則の規定に基づく1者随意契約の文言と合わせて追記しました。今後は再確認し徹底してまいります。</p> <p>見積依頼については、今後は文書番号を付して文書により依頼することを徹底いたします。</p> <p>見積書の日付の記載を確認するとともに、見積結果表の不備事項については追記し、他課の事例等を参考としながら記載事項等の見直しを行います。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>エ 契約書中の松浦市に係る当事者欄等の表記が「松浦市志佐町里免365番地 松浦市長(略)」となっているものがあつた。診療所の所管事務に係る契約であることから、契約書に表記する住所・氏名については「松浦市鷹島町神崎免352番地1 国民健康保険直営松浦市立鷹島診療所 松浦市長(略)」で統一されたい。</p> <p>オ 代診派遣に関する覚書に相手方の押印がないものがあつた。</p>  | <p>契約書中の表記については、公表後、監査と協議、確認を行い「松浦市志佐町里免365番地 松浦市長(略)」で統一することにいたしました。</p> <p>契約書受取時の確認不足により生じたもので、今後注意いたします。</p>   |
| <p>2.庶務・文章管理事務</p> <p>【指摘事項】</p> <p>文書件名簿への登載について、処理欄に経過が記載されておらず、発信文書の件名が朱書きされていなかった。松浦市文書管理規程に基づき適正に処理されたい。</p>   | <p>松浦市文書管理規定を再度確認し、訂正処理を行いました。今後は適正に処理してまいります。</p>   |
| <p>3.その他</p> <p>【検討事項】</p> <p>ア 医療安全管理指針等の見直しについて平成19年の改正医療法により医療安全に関する規定が設けられ、これを受けて医療安全管理指針等を整備されているが、所長が専任から委託となり病床も廃止となるなど状況が変わってきていることから、現在の診療所の機能・体制に見合った内容となるよう見直しを行われたい。</p> <p>イ 公印保管者について<br/>診療所に保管してある公印の管理について、松浦市公印規則別表1及び別表第3(第3条関係)において、保管者が診療所長と規定されているが、現在、診療所長は正規職員ではないため、同規則第6条及び第7条の保管者の責務を負わせることが不可能であり、事務長が管理している。管理者については、実情に合わせ規則の改正も含め検討されたい。</p> | <p>医療安全管理指針については、診療所運営体制の変更に伴い、内容の見直しを行い、現状に添った医療安全管理指針の作成を、令和2年度末までに行います。</p> <p>公印保管者については、現状は診療所長は委託ですが、今後の医師雇用内容は未定であるため、管理者等についての規則の改正については、健康ほけん課と協議しながら検討してまいります。</p> |